

広島県告示第千百六十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第五項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
峠谷 彰寿	山県郡安芸太田町	山県郡安芸太田町大字坪野 字本郷七七〇番三ほか二〇 筆	六、九四〇
株式会社宗廣農園	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字津口字半 田三一八番二ほか一筆	二、五九九

二 認可年月日

令和二年十一月二十七日